

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 岩田 淳司

財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（大津島巡航株式会社）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象及び範囲

(1) 大津島巡航株式会社

第67期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）における出納その他の事務

(2) 都市整備部公共交通対策課及び産業振興部商工振興課

大津島巡航に関する出資に係る財産台帳の管理状況及び監査対象事業年度における大津島巡航に対する予算執行

2 監査の実施期間

令和4年1月11日から令和4年4月14日まで

3 監査の実施に基づき措置を講じた内容

(1) 都市整備部 公共交通対策課

ア	指摘事項	損失補償契約に係る債務負担行為の設定に不備があり、その目的が達成されていなかった。
	措置状況	令和4年度当初予算において適切に債務負担行為を設定するとともに、その目的を達成するようにします。